

木曽川用水濃尾第二施設改築事業では、事業認可を4月14日に受け支線水路、揚水機場改修工事に着手した。(事業進捗率:0.9%)。

香川用水施設緊急対策事業では、高瀬支線水路改築工事を完了させるとともに、幹線水路耐震補強工事を実施した(事業進捗率:86.8%)。

福岡導水施設地震対策事業では、2号トンネル併設水路工事を継続して実施した(事業進捗率:15.7%)。

事業費の削減を図るため、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。香川用水施設緊急対策事業では、設計段階で耐震補強工法の比較検討を行うことにより、耐震補強を満足したうえで経済的な工法を採用することによりコスト削減を図った。また、ICTの積極的活用により遠隔臨場による監督業務の効率化、骨伝導無線活用等による安全管理の向上を図った。

東京都水道局からの委託を受け、朝霞水路2号沈砂池等の耐震対策工事を実施したほか、成田国際空港株式会社からの委託を受け、幹線水路等の移設設計を実施する等、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な進捗を図った。

愛知用水三好支線水路緊急対策事業における三好支線水路の改築工事や香川用水施設緊急対策事業における幹線水路調節堰の改修工事において、関係機関と事前調整を行い、利水者ニーズを適時的確に把握し、調整池やため池等を活用することにより、用水を継続的に供給しつつ、工事を実施した。

各事業において、現場見学会、工事説明会を開催するなど、工事の必要性、事業実施状況等について地域住民や関係利水者等に対し積極的に情報発信を行った。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

2-1 業務運営の効率化

(1) 業務運営の効率化等

(年度計画)

業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務運営を行う。

- ① 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。要員配置計画の作成に当たっては、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置する。また、施設の老朽化を踏まえた調査・計画を機動的に実施できる組織体制の構築や新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」等を踏まえた勤務体制の整備を行う。
- ② 災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況を踏まえ適正な規模となるよう、随時見直しを行う。
- ③ 自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4%以上縮減するように取り組む。

さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4%以上削減するように取り組む。

- ④ 常日頃から職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を促すとともに、機構内での共有と横展開を図り、業務運営の効率化を推進する。また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図る。
- ⑤ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。

（注1）PJMO：Project Management Office（プロジェクト推進組織）

（注2）PMO：Portfolio Management Office（全体管理組織）

(令和4年度における取組)

① 重点的かつ効率的な組織整備

■ 要員配置計画の作成

本社・支社局、事務所ごとの要員配置計画（令和4年度末定員1,393名）を作成して計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織体制の下で効率的な業務運営を行った。

■ 機動的な組織体制の構築

令和4年度は、事業の諸課題対応のための組織体制整備として、職員の定年延長に係る制度設計等を行うための時限的な体制の整備として特命審議役の設置（本社）、丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の円滑な実施のため副所長と地域整備課長の兼務の解除等を行った。

■ 新型コロナウイルス感染症を前提とした勤務体制の整備

新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針の変更の都度、機構内に設置した新型コロナウイルス感染症対策本部会議で対応方針を審議し、感染症対策を決定した。また、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対応マニュアルを基本的対処方針の変更にあわせて改正（6月、11月）した。改正内容は職員に周知し、在宅勤務やWEB会議の積極的な活用、基本的な感染予防対策を徹底した。

② 事業進捗を踏まえた組織体制の随時見直し

■ 適正な組織体制の構築

ダム等建設事業、水路等建設事業の進捗等、業務量の変化に応じて、令和4年度は、木曽川用水濃尾第二施設改築事業の事業実施計画認可に伴い、新たに濃尾第二施設改築事業推進室の設置、思川開発事業、愛知用水三好支線水路緊急対策事業の事業進捗等を踏まえた組織改編を行った。

③ 事業費の縮減及び一般管理費の削減

■ 適切な事業監理による事業費の縮減

令和4年度における事業費（新築・改築事業費を除く。）については、適切な事業監理を行うことにより、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して8.4%縮減し、年度計画に掲げる目標を達成した。

■ 効率的な運用による一般管理費の削減

令和4年度における一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。）は、本社・支社局等において効率的な運用を図ることにより、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して0.4%削減した。引き続き、中期計画に掲げる目標の達成を目指す。

④ 職員の創意工夫を活かした業務改善等

■ 業務推進発表会の開催

業務改善に関する取組や創意工夫した取組、尽力した取組等の発表を行い、業務改善の推進・定着を図るとともに職員の業務改善意識の向上により、効率的な業務運営に寄与することを目的とした業務推進発表会を昨年に引き続き12月に開催した。この発表会は若手職員のアイディアを吸い上げる効果的な機会にもなった。今年度は「業務改善部門」を設定し、より業務改善につながる提案がなされるよう促した。

■ 業務改善総合データベースの活用

機構内LANの業務改善総合データベースとして「業務改善ナビ」を設けており、業務推進発表会等における優秀事例を始めとする業務改善事例のうち、汎用性の高い取組を厳選して掲載し、横展開が容易に図れるよう対応した。

■ 役員と支社局・事務所との意見交換

役員が職員と密なコミュニケーションを図り、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図るため、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施した。副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換については、34事務所のうち17事務所において実施し、機構の経営理念、経営方針等について直接説明するとともに、現場における課題等について意見交換を行った。

⑤ 情報システムの適切な整備及び管理、PMOの設置等の体制整備

■ 情報システムの適切な整備及び管理

経理システムや固定資産管理システムなどの事務系情報システムについて、消費税法改正に伴う適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応するための改造等を実施するなど、整備及び管理を適切に実施した。

■ PMOの設置等の体制整備

機構における情報システムの整備及び管理を支援するため、特命審議役 (IT担当)、特命審議役 (IT担当) 付、技術管理室技術管理課及び経営企画部計画課をPMOと位置づけ体制の整備を行った。

(中期計画の達成状況)

本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業の諸課題対応を機動的に実施できる組織体制の構築や新型コロナウイルス感染症を前提とした勤務体制の整備等を踏まえ、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置した。

計画的な要員配置の見直しや繁忙期にある事業等に重点的に人員配置を行うなど、事業の進捗状況や業務量の変化に応じて、適正な規模となるよう組織体制の見直しを随時行った。

事業費(新築・改築事業費を除く。)については、適切な事業監理を行うことにより、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して8.4%縮減し、年度計画に掲げる目標を達成した。

一般管理費については、効率的な運用を図ることにより、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して0.4%削減した。引き続き、中期計画に掲げる目標の達成を目指す。

業務推進発表会を開催することで、職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を促すとともに、業務推進発表会等における業務改善事例のうち、汎用性の高い取組を厳選して機構内LANの業務改善総合データベースに掲載することで、機構内での共有と横展開を図り、業務運営の効率化を推進した。

また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施するとともに、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を34事務所のうち17事務所において実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図った。

経理システムや固定資産管理システムなどの事務系情報システムについて、消費税法改正に伴う適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応するための改造等を実施するなど、整備及び管理を適切に実施した。

情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、特命審議役 (IT担当)、特命審議役 (IT担当) 付、技術管理室技術管理課及び経営企画部計画課をPMOとして位置づけることで体制整備を行った。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(2) 調達合理化

(年度計画)

機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用する。「令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を策定・公表するとともに、令和3年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表する。

また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(令和4年度における取組)

○ 公正かつ透明な調達手続等に関する取組

■ 独立行政法人における調達等合理化計画に基づく取組

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任者として、本社契約担当部室を中心に調達等合理化に取り組む推進体制を整備し、加えて、外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）等を活用した。

また、「令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を6月に策定・公表するとともに、令和3年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表した。

1. 適正な入札契約体制の強化

調達における公正性・透明性確保の観点から、総合評価落札方式における積算業務と技術資料又は施工計画等の審査・評価業務に係る業務の分離等を実施し、適正な入札契約体制の更なる強化に向けた取組を実施した。

2. 設備関係の工事及び点検整備等に関する調達

平成27年度から導入した、既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報を必要とする案件に限定した「参加者の有無を確認する公募手続」により、透明性及び競争性が確保された適正かつ効率的な調達を行った。

3. 随意契約に関する内部統制

調達等に関するガバナンスの徹底の取組として、平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき設置した機構の監事及び外部有識者からなる契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回（7月、2月）報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行い、契約監視委員会の了承を得た上で契約手続を実施した。また、機構が発注する工事等に係る契約において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底的に行い、真に止むを得ない案件のみ随意契約とした。また、一般競争入札等における一者応札・一者応募の契約について改善されるよう、個別に原因の分析を行うとともに、競争性が確保されるよう見直し・点検を行った。

■ 公正性・透明性を確保した合理的な調達

契約手続については、一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができるとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。また、契約監視委員会及び入札等監視委員会による入札、契約手続の点検を受けることにより、より一層の公正性・透明性の確保に努めた。

(中期計画の達成状況)

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任者として、本社契約担当部室を中心に調達等合理化に取り組む推進体制を整備し、加えて、外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）等を活用した。

「令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を6月に策定・公表するとともに、令和3年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表した。

また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができることとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用）**(年度計画)**

「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」に基づき、一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図る。

(令和4年度における取組)**○ 一般事務DX推進部会における取組****■ 取組の概要**

昨年度、DX推進プロジェクトとともに策定された、一般事務における個別プロジェクトについては、効果の影響する範囲が職員全員から個別の業務までと幅広いため、職員全員に係わる個別プロジェクトを重点DX、その他を個別DXと位置づけ、(表-1)のとおり取り組みを行った。

表-1 一般事務DX推進部会における取組の概要

分類	影響度	取組内容・方針	推進体制
重点DX	高	・業務システムの高度化（システム間データ連携） ・多機能グループウェア整備（ノーツDBの改善） ・情報インフラの強化（ネットワークの強化）	・作業部会 ・担当部室、IT担当
個別DX	中・低	・業務のデジタル化 ・デジタル環境の整備 ・デジタル人材の育成	・本社推進担当者 ※IT担当は支援

■ 業務システムの高度化（システム間データ連携）

各業務システム担当者による業務システムDX作業部会を設置し、業務システムの生産性・効率性の向上を図るため、システム間のデータ連携等について検討を実施した。

■ 多機能グループウェア整備（ノーツDBの改善）

業務の効率化・省力化を図るため、既存グループウェア（ノーツ）から他のグループウェアへの移行に向けた検討を実施した。

■ 情報インフラの強化（ネットワークの強化）

業務の効率化・省力化を図るため、ネットワーク回線の増強等について検討を実施した。

■ 個別DX

本社各部室において、取組方針（業務のデジタル化、デジタル環境の整備、デジタル人材の育成）に基づき、書類への押印などのアナログ的な業務の見直しや、ビデオテープのデジタル変換などの資料のデジタル化等の取組を実施した。

(中期計画の達成状況)

一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高度化・多機能グループウェア整備・情報インフラの強化などの重点DXの取組を実施した。また、本社各部室において、個別DXの取組方針（業務のデジタル化、デジタル環境の整備、デジタル人材の育成）に基づき、アナログ的な業務の見直しや資料のデジタル化等の取組を実施した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

（年度計画）

「1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項、事業量等に基づいて予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。

「別表4」

「別表5」

「別表6」

また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。

- ① 財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社、支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置く。
- ② 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、都市用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることを踏まえ、市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要、令和3年度決算内容及び持続可能な開発目標（SDGs）への貢献等を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともにウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達に努める。

（令和4年度における取組）

○ 予算に基づく業務運営

■ 予算、収支計画、資金計画の実績

年度計画における予算（収入予算：約（P）億円、支出予算：約（P）億円）に基づいて事業執行を行った結果、次のとおりとなった。

表－1 収入支出予算対決算

表－2 収支計画対実績

表－3 資金計画対実績